

各居宅介護支援事業所 管理者 様

太田市長 清水 聖義
(長寿あんしん課)

特定事業所集中減算に係る算定記録の提出（令和元年度前期分）について

日ごろより介護保険行政の推進について御理解御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、居宅介護支援事業所における「特定事業所集中減算」の該当の有無については半期ごとに判定する必要があります。

つきましては、平成31年3月～令和元年8月の居宅サービス計画に係る「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る算定記録」を作成するとともに、算定結果が80%を超えた場合は、別紙「特定事業所集中減算に係る届出について」を参照の上、当課あて提出してください。

記

1. 提出書類 ①「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る算定記録」
※なお、算定結果が1件のみ100%である場合も提出は必要です。
②正当な理由がない場合は、集中減算の対象となるため、「介護給付費算定に係る体制等一覧表」及び「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」も提出してください（前回から引き続き減算になる場合を除く）。
③算定結果が80%を超えた場合であって、正当な理由の番号が5に該当する場合は「計算式」等の添付書類を併せて提出してください。
2. 提出期限 9月17日（火）
3. その他
 - (1) 指定居宅介護支援事業所は、中立公正性を確保し、実質的にサービス提供事業所からの独立性を確保した上で、支援サービスを行うことが必要とされています。
 - (2) 今回の判定による減算適用期間は、令和元年10月分～令和2年3月分となります。
 - (3) 届出が必要ない場合であっても、特定事業所集中減算に係る算定記録を必ず作成し、5年間保存してください。
 - (4) 算定記録や計算式の様式及び記載例等は太田市HPからダウンロードしてください。
(太田市ホームページトップ→左上「市の組織から探す」→健康医療部長寿あんしん課→ページ下部【居宅介護支援事業者向け】/特定事業所集中減算について)

送付先：〒373-8718 太田市浜町2-35
担 当：長寿あんしん課いきがい推進係
TEL：0276-47-1829
FAX：0276-47-1889